

平成30年度 プレミアム付特別商品券発行事業実施要領

商品券販売額(額面) 100,000,000円

商品券発行額(額面) 110,000,000円



目的 個人消費の伸び悩みを解消し、消費購買力の町外流出などの抑止に努め、地域に潤いと元気を与えるとともに、地域経済の活性化と増進に寄与することによって、町内での消費の呼び起こしと拡大による域内好循環を図る。

取り扱い店 新得町商工会の会員全店、JA新得町

経費負担 プレミアム発行額(プレミアム率10%)及び発行経費の一部は町からの補助を受ける。

取扱要領

(1) 販売方法 1セット(単券1,000円×11枚)11,000円を10,000円で販売する。
町民及び町内に通勤・通学する者(家族)で1人10万円まで購入できます。

※ 代理購入: 1人3人分まで購入できます。

(2) 販売期間 平成30年10月16日(火)から完売時までとする。

(3) 販売場所 新得地区: 新得町商工会館(平日の午前9時から午後5時まで)

※初日・19日(金)は午後7時まで

屈足地区: 沢井商店(平日の午前9時から午後5時まで)

※初日・19日(金)は午後7時まで

(4) 購入方法 販売場所に備え付けの購入票に現金を添え購入する。

(5) 使用期間 平成30年10月16日(火)から平成31年2月28日(木)までとする。

(6) 換金方法 取り扱った商店等は、指定の請求書に回収した商品券を添えて、帯広信用金庫新得支店へ請求し換金する。

(7) 換金期間 平成30年10月16日(火)から平成31年3月15日(金)までとする。

(期間を過ぎてからの換金はいけません。)

(8) 制約事項 * 利用にあたって、つり銭は出ない。

* 現金に交換はできない。

* 金券(商品券、図書券、図書カード、ビール券、米券など)の購入はできない。

* 町税等の納付はできない。

* 事業用(商店等の取り引きなど)の利用はできない。



「必ずチェック 最低賃金! 使用者も、労働者も」

北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。)に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されました。

最低賃金額 時間額 835円

効力発生年月日 平成30年10月1日



- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金は算入されません。
- 最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。
- 特定の産業(「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」)で働く者には北海道の特定(産業別)最低賃金が適用されます。

厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署(支署)

十勝西部ブロック商工会広域連携推進会議

経営人材マッチング支援事業について

掲載料は
無料です

「十勝西部4町商工会による経営人材マッチング支援事業(求人情報掲載)」について、第2回目の共同チラシは、11月19日(月)頃に新聞折込みの予定です。

共同チラシへの掲載をご希望の事業所は、別紙折込みの掲載申込書を

10月17日(水)までに新得町商工会へ提出してください。

※10月1日から最低賃金額が改定されていますので、「給与・賃金」の確認をお願いします。

※十勝西部4町商工会のホームページ・商工会館掲示板等による求人情報発信の申込みは随時受け付けております。

問い合わせ先 新得町商工会 TEL 64-5324 FAX 64-5325

